

## ○野洲市の景観を考える委員会設置要綱

平成 22 年 7 月 28 日

告示第 176 号

## (設置)

第 1 条 本市の持続可能な発展の中で、良好な景観の形成に関する景観計画等の策定に当たり、幅広い観点からの検討を図るため、野洲市の景観を考える委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 委員会は、野洲市における景観の現状を把握し、景観形成の目標、方針等を討議し、景観計画等の内容について検討する。

## (組織)

第 3 条 委員会は、市長が委嘱する委員 15 人以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係機関・団体を代表する者
- (3) 公募市民
- (4) 市長が必要と認めた者

2 委員の任期は、委嘱の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

3 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員が欠けたときは、第 1 項の区分から補充できるものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

## (会議)

第 4 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

## (庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

## (委任)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 付 則

## (施行期日)

1 この告示は、平成 22 年 7 月 28 日から施行する。

## (経過措置)

2 この告示の施行後初めて開かれる会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## (失効)

3 この告示は、平成 24 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。